

佐倉市物価高騰対策臨時給付金（追加分・住民税非課税世帯分）手続きガイド（日本語版）

「佐倉市物価高騰対策臨時給付金（追加分・住民税非課税世帯分）」とは

エネルギー・食料品価格等の物価高騰克服に向け、低所得世帯への臨時的な支援策として実施する給付金です。

支給の要件

令和5年12月1日時点で世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯。

※ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

また、令和5年12月1日において、住民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている方がいる世帯は対象外となります。

支給金額

1世帯あたり70,000円 ※1世帯1回限り。

手続き方法

世帯単位での支給になります。世帯主の方が確認書の内容を確認、記入の上、返送してください。

提出書類（以下の3点をご確認、ご記入の上、同封の返信用封筒にて提出してください）

I. 確認書2頁「2. 支給予定口座」をご確認ください。（口座情報の記載の有無により、以下の(1)、(2)-A、(2)-Bの3通りの手続きになります）

(1) 記載された支給予定口座に振込を希望する場合

⇒II「3. 確認欄」の確認にお進みください。※裏面3頁「5. 受取口座等記入欄」への記入・添付書類の提出は必要ありません。

(2) 記載された口座とは異なる口座への振込を希望する場合、または支給予定口座が空欄の場合

A. 世帯主名義の銀行預金口座、郵便貯金口座への振込を希望する場合（「公金受取口座」以外）

⇒確認書裏面3頁の「5. 受取口座等記入欄」の「ア」または「イ」に世帯主名義の口座情報を記入し、下記①、②の確認書類を4頁に添付してください。

①本人確認書類（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、パスポートの写し、在留カードの写し、健康保険証の写し 等のいずれか1つ）

②金融機関等の口座確認書類（通帳の写し等）※金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号が記載されている部分の写しが必要です。

B. 世帯主名義の「公金受取口座」への振込を希望する場合（※マイナポータル等から「公金受取口座」の登録が必要です。）

⇒確認書裏面3頁の「5. 受取口座等記入欄」の「ウ」を選択し、本人確認書類（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、パスポートの写し、在留カードの写し、健康保険証の写し 等のいずれか1つ）を4頁に添付してください。口座確認書類は添付不要です。

II. 確認書2頁「3. 確認欄」の内容をご確認ください。 ⇒1つでも□に✓が付いた場合は、支給の対象となりませんので、ご注意ください。

III. 確認書2頁「4. 氏名等記入欄」に必要事項をご記入ください。

⇒「3. 確認欄」までの内容を確認し、確認日・支給対象者（世帯主）氏名・連絡先の3か所を記入してください。

添付書類が無い場合は確認書を中央で切り離し、2・3頁のみを返送してください。添付書類がある場合は確認書を切り離さずに返送してください。

返送後から支給までの流れ

・ご返送いただいた書類を確認し、支給決定となった方には決定通知をお送りします。

・確認書の返送から約1か月から1か月半程度で指定の口座にお振込みします。

※振込口座がない場合に限り、現金による支給が可能となります。現金給付の場合には、口座振込に比べ、支給までにお時間を要しますので、ご了承願います。現金給付を希望された方には、受け取りの日時、場所、持参するものをお知らせします。

手続きの期限

令和6年4月30日までにご返信ください（当日消印有効）。返信がない場合は、給付金を辞退したものとみなします。

注意事項

① 海外で開設した口座には振込できません。 ② この書類は、支給対象者と思われる方に宛てて送付しています。

③ ご不明な点は担当までお問い合わせください。 佐倉市役所 社会福祉課 臨時特別給付金担当 ☎ 043-484-6496